

様式第1 (第3条関係)



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	185
※備考	

大規模小売店舗届出書

令和8年2月25日

埼玉県知事 様

氏名又は名称 有限会社わいち商事  
代表者名 代表取締役 金子 直子  
住 所 埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷77番地

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 クリエイトS・D毛呂山中央店  
所在地 埼玉県入間郡毛呂山町中央二丁目30-8 外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 瀧屋 幸彦	神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年10月26日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 289㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
別添図面No.3 配置図の駐車場	49台
合 計	49台

※別途、従業員用駐車場として14台確保

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
別添図面No.3 配置図の駐輪場①	11 台
別添図面No.3 配置図の駐輪場②	8 台
別添図面No.3 配置図の駐輪場③	19 台
合 計	38 台

※必要駐輪台数は（店舗面積） $1,289 \text{ m}^2 \div 35 \text{ m}^2 \approx 37$  台を満たしています。

※別途自動二輪車用駐車場 5 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
別添図面No.3 配置図の荷さばき施設①	36 $\text{m}^2$
別添図面No.3 配置図の荷さばき施設②	36 $\text{m}^2$
合 計	72 $\text{m}^2$

※1 日当たりの荷さばき車両台数は 12 台程度を計画

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
別添図面No.3 配置図の廃棄物保管施設	6.6 $\text{m}^3$
合 計	6.6 $\text{m}^3$

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売企業名	開店時刻	閉店時刻
株式会社クリエイトエス・ディー	午前 9 時	午後 9 時 45 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	利用可能な時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分～午後 10 時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
出入口 2 ヶ所	別添図面No.3 配置図の出入口

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前 6 時～午後 10 時
荷さばき施設②	

規則第4条の【添付書類】

- 1 法人にあってはその登記事項証明書  
登記簿謄本（別添）のとおり
- 2 主として販売する物品の種類  
医薬品・生活用品
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
 

広域図	図面No.1
周辺図	図面No.2
配置図	図面No.3
平面図兼求積図	図面No.4
- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

①駐車台数算出根拠

	各項目算出のための計算式等	
行政人口	30,628 人	毛呂山町ホームページより 令和8年1月1日現在
地区の区分	その他地区	第一種住居地域
S：店舗面積	1.289 千㎡	—
A：店舗面積当たり 日來客数原単位	1,061 人／千㎡	その他地区・人口40万人未満 店舗面積5,000㎡未満：1,100－30S
B：ピーク率	14.4%	指針による
L：駅からの距離	480m	駅名：JR八高線 毛呂駅
C：自動車分担率	80%	その他地区・人口10万人未満：80
D：平均乗車人員	2.0	店舗面積10,000㎡未満：2.0
E：平均駐車時間係数	0.618	店舗面積10,000㎡未満：(30+5.5S) ÷60
F：日來店台数	547 台／日	$A \times S \times C \div D$
G：ピーク1時間来店台数	79 台	$A \times S \times B \times C \div D$
必要駐車台数 (小数点以下四捨五入)	49 台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

②駐車場の構造、収容台数、面積、敷地の状況及び駐車可能時間帯

駐車場種類	平面駐車場・自走式
収容台数	駐車場63台（届出台数49台）
駐車料金徴収の有無	無
入口ゲートの入庫処理時間	ゲート無し
契約形態	自己所有
駐車可能時間	午前8時30分～午後10時

③その他の駐車場（従業員用・業務用駐車場）

従業員用駐車場 14 台

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

①駐車場出入口における入庫処理能力

大規模小売店舗立地法において、一時的に相当数の来客車両が集中して公道における入庫待ち行列が発生しないよう、必要に応じて敷地内に必要な駐車待ちスペースを確保する必要がありますとされています。

よって、ここで公道に駐車待ち行列が発生しないか否かの検討を行いました。

入庫処理能力

入口箇所	入庫処理能力	ピーク 1 時間 来店台数予測値	左折入庫 の有無	右折入庫 の有無
出入口①②	450 台/時	79 台	有	無

敷地内駐車待ちスペース

出入口 の場所	駐車待ち スペース の有無	実際に用意 する駐車待 ちスペース	発券 ブース の有無	必要駐車待ち スペース		スペース「無」 の場合 その理由・対策
				長さ	算出根拠	
出入口①②	無	0m	無	-32.4m	計算式は 下記※の とおり	必要駐車待ちス ペースが不要な ため

※「必要駐車待ちスペース」計算式

$$= (1 \text{ 分当たりの来店台数} \times 1.6 - 1 \text{ 分当たりの入庫台数}) \times (\text{平均車頭間隔})$$

$$\text{【出入口】} ((79 \text{ 台/時} \div 60 \text{ 分}) \times 1.6 - (60 \text{ 秒} \div 8 \text{ 秒/台})) \times 6\text{m} = -32.36\text{m}$$

②左折入庫の徹底及び歩行者等の安全確保

出入口付近に、道路や駐車場の混雑を避けるため交通整理員を配置します。また、折込チラシ・ホームページ等により誘導ルートを周知させることでスムーズな入庫・出庫の徹底に努めます。

また、敷地内を歩行者が安全に通れるよう、横断歩道や歩行帯を設置することで歩行者等の安全確保に努めます。

交通への支障を回避するための方策等

交通整理員の配置 ①配置場所：駐車場出入口付近 ②配置時間：オープン時・繁忙期等適宜配置。 ③人 数：1 名以上（オープン後状況を見て増減）
---

③敷地周辺の道路状況

	店舗北側道路 町道 3879 号線	店舗南側道路 町道 119 号線	店舗東側道路 町道 3880 号線
道路幅員	7.6m	6.1m	5.0m
車線数	2車線	2車線	1車線
歩道の有無・幅員	有(片側)1.8m	無	無
交通規制	—	—	—
信号交差点の数	1	1	無
横断歩道の有無	有	有	無
通学路の有無	有	有	無
バス路線の有無	無	無	無

④現状の平日、休日それぞれの交通量調査の結果

- A：調査年月日 ①令和7年10月5日（日）8：00～25：00 No.1～No.4 交差点  
 ②令和7年10月6日（月）8：00～25：00 No.1～No.4 交差点
- B：調査箇所 別添「交通報告書」P9 （車両経路図参照）
- C：調査方法 別添「交通報告書」P1 （調査の概要参照）
- D：調査結果 別添「交通報告書」P2～P5（交通量調査の結果参照）

⑤開店後の周辺道路の交通量予測

- A：予測方法 現況交通量に大店立地法指針より算出した新設店舗の発生交通量を加算し、交通量予測を行いました。
- B：予測の根拠 現況ピーク時間に入退場のピークが重なるとして、交差点需要率の予測を行いました。
- C：予測の結果 交通報告書P14のとおり、開店後において予測交差点4ヶ所への影響は少ないと考えられます。また、入庫待ち行列が発生する可能性も少ないと思われます。

⑥交差点需要率

交差点	交差点需要率					
	休日			平日		
	ピーク時間	現況	開店後	ピーク時間	現況	開店後
No.1 交差点	11時～12時	0.129	0.129	17時～18時	0.132	0.133
No.2 交差点	11時～12時	0.144	0.148	8時～9時	0.237	0.241
No.3 交差点	17時～18時	0.367	0.382	17時～18時	0.444	0.459
No.4 交差点	14時～15時	0.389	0.437	17時～18時	0.385	0.436

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

当計画店舗は、交通整理員を配置し、スムーズな交通誘導を実施します。

また、通常の駐車場に案内するための経路及び方法については以下のとおりです。

項目	具体的な内容
案内経路	別添図面No.7 車両経路図のとおり
案内表示の設定 (看板等)	出入口に駐車場入口を示す案内看板を設置します。
チラシ等の配布	方法：オープン時、チラシを配布する際には経路を記載します。 内容：来・退店経路を記載します。
交通整理員の配置	開店時及び繁忙時は駐車場出入口に適宜配置します。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯  
 <荷さばき施設> (同時作業：1台)

時間帯	荷さばき施設①		荷さばき施設②	計	廃棄物等 収集車両
	4t車	2t車	4t超車		
6:00～7:00	—	1台	1台	2台	—
7:00～8:00	1台	1台	—	2台	—
8:00～9:00	1台	1台	—	2台	1台
9:00～10:00	1台	1台	—	2台	—
10:00～11:00	—	1台	—	1台	1台
11:00～12:00	1台	—	—	1台	—
12:00～13:00	—	1台	—	1台	—
13:00～14:00	—	—	—	—	—
14:00～15:00	—	—	—	—	—
15:00～16:00	—	—	—	—	—
16:00～17:00	—	—	—	—	—
17:00～18:00	—	—	—	—	—
18:00～19:00	—	—	—	—	—
19:00～20:00	—	—	—	—	—
20:00～21:00	1台	—	—	1台	—
21:00～22:00	—	—	—	—	—
合計	5台	6台	1台	12台	2台

※荷さばき作業の平均時間は4t超車で20分、4t車及び廃棄物収集作業で15分としています。なお、計画的な搬入作業を行うことにより、荷さばき車両が公道で待機することの無い計画としています。また、夜間の荷さばき作業や廃棄物の収集運搬は行いません。荷さばき車両は、出入口により入出庫し、営業時間中は出入口②にて入出庫します。登校時間帯（7時45分～8時15分）には荷捌き車両の出入は極力行わないようにします。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面  
無

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

別添図面No.7 騒音発生源位置図のとおり

設備名	設置位置	稼働時間帯
冷凍冷蔵室外機	R-1～R-5	24 時間
空調室外機	S-1～S-11	午前 8 時～午後 10 時
換気口	K-1, 6, 12	24 時間
	K-2～5、K-7～11、K-13～15	午前 8 時～午後 10 時
キュービクル	QB	24 時間

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠  
別添「騒音報告書」のとおり

(1) 予測地点における等価騒音レベルは、各地点で以下のとおり。

(騒音報告書 P8 予測・評価の結果参照)

	昼間の値	昼間の環境基準	夜間の値	夜間の環境基準
地点 A	52.9dB	55dB (第二種住居地域)	29.4dB	45dB (第一種住居地域)
地点 B	49.4dB	55dB (第一種住居地域)	41.9dB	45dB (第一種住居地域)
地点 C	50.9dB	55dB (無指定地域)	38.0dB	45dB (無指定地域)
地点 D	47.9dB	55dB (第一種住居地域)	29.3dB	45dB (第一種住居地域)
地点 E	45.2dB	55dB (第一種住居地域)	25.0dB	45dB (第一種住居地域)

等価騒音レベルの予測結果は、全予測地点で環境基準を下回ります。

よって、周辺生活環境へ影響は軽微であると考えます。

尚、苦情等が発生した場合には誠意を持って対応します。

(2) 騒音の予測と対策

ア. 発生する騒音への一般的対策の概要

項目	具体的な騒音対策
遮音壁の設置の有無	無
敷地の緑化計画	店舗建物東側に緑地を配置します。
その他の騒音軽減策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器類の定期的なメンテナンスを行います。</li> <li>・ 極力低騒音型の機器を選定します。</li> </ul>

イ. 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき作業の騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荷さばき車両のアイドリング禁止を徹底します。</li> <li>・ 作業時のドア開閉や荷おろし及び台車音の沈静化等、作業員の作業時における騒音抑制意識の向上を図ります。</li> <li>・ 荷さばき車両は低速走行を行います。</li> <li>・ 搬入時に使用する台車は、低騒音型の台車を使用します。</li> </ul>

ウ. BGM等の営業宣伝活動の有無

無 (店外でのBGM等の使用はありません)

エ. 駐車場施設の構造と騒音対策の概要

駐車場の構造	収容台数	利用時間	運用面の騒音対策
平面自走式	49台	午前8時30分～ 午後10時まで	・ 掲示により、アイドリング禁止やクラクション抑制の周知を行います。

オ. 廃棄物収集作業に係る騒音対策の概要

回収場所の構造	回収時間	運用面の騒音対策
平面自走式	午前6時～ 午後10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 密閉式の廃棄物保管施設を設置します。</li> <li>・ 早朝・夜間の収集作業は行いません。</li> <li>・ 作業員の騒音抑制意識の向上を図ります。</li> </ul>

1.1 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

①夜間の騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果

夜間騒音レベルの最大値の結果一覧					
対象騒音源		基準距離においての各騒音源の騒音レベル (dB)	夜間騒音レベルの最大値の騒音発生源ごとの騒音レベル (dB)		
			店舗敷地境界		
			規制値	予測地点	予測結果
冷凍冷蔵室外機	R1	43.5	45	r1	19.6
冷凍冷蔵室外機	R2	62.0	45	r2	37.4
冷凍冷蔵室外機	R3	63.0	45	r3	37.7
冷凍冷蔵室外機	R4	53.0	45	r4	28.2
冷凍冷蔵室外機	R5	53.0	45	r5	28.9
換気口	K1	48.5	45	k1	28.9
換気口	K6	42.5	45	k6	35.7
換気口	K12	28.0	45	k12	2.9
キュービクル	QB	49.1	45	qb	37.7

※各最大値の予測地点は、各騒音源と同じ高さとしています。

—評価—

夜間の騒音レベルの最大値の騒音発生源ごとの騒音レベルについて、全ての騒音源が直近の自敷地境界で規制基準値を下回ります。

なお、周辺から御意見があった場合、あるいは将来に敷地周辺で住宅が建った後、店舗による騒音の影響が懸念される場合等には、誠意をもって対応します。

※予想結果については、騒音報告書 P8 参照。

②夜間の騒音レベルの最大値の合成値の予測結果

夜間騒音レベルの最大値の合成値の予測結果			
予測地点	予測結果	規制基準値	用途地域
ア	42.3	45	第一種住居地域
イ	41.0	45	第一種住居地域

—評価—

夜間騒音レベルの最大値の合成値の予測結果は、全予測地点で規制基準値を下回ります。よって、周辺生活環境への影響は現状を大きく悪化させるほどではないと考えます。尚、苦情等が発生した場合には誠意を持って対応します。

1.2 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

廃棄物種別	店舗面積 (1.289 千㎡) S		指針 原単位	1日あたり廃棄物 排出量 (指針原単位× S) A	平均保 管日数 B	見かけ 比重 (t/□) C	指針による 保管容量 A×B÷C
	6,000 ㎡以下の部分	6,000 ㎡超の部分					
紙製廃棄物 等	6,000 ㎡以下の部分	1.289 千㎡	0.208 t	0.268 t	1 日	0.10	2.681m <sup>3</sup>
	6,000 ㎡超の部分	0.000 千㎡	0.011 t	—			
				計 0.268 t			
金属製廃棄物 等	6,000 ㎡以下の部分	1.289 千㎡	0.007 t	0.009 t	1 日	0.10	0.090m <sup>3</sup>
	6,000 ㎡超の部分	0.000 千㎡	0.003 t	—			
				計 0.009 t			
ガラス製 廃棄物等	6,000 ㎡以下の部分	1.289 千㎡	0.006 t	0.008 t	1 日	0.10	0.077m <sup>3</sup>
	6,000 ㎡超の部分	0.000 千㎡	0.002 t	—			
				計 0.008 t			
プラスチッ ク製廃棄物 等	6,000 ㎡以下の部分	1.289 千㎡	0.020 t	0.026 t	1 日	0.01	2.578m <sup>3</sup>
	6,000 ㎡超の部分	0.000 千㎡	0.003 t	—			
				計 0.026 t			
生ごみ等	6,000 ㎡以下の部分	1.289 千㎡	0.169 t	0.218 t	1 日	0.55	0.396m <sup>3</sup>
	6,000 ㎡超の部分	0.000 千㎡	0.020 t	—			
				計 0.218 t			
その他の可燃性 廃棄物 等		1.289 千㎡	0.054 t	0.070 t	1 日	0.38	0.183m <sup>3</sup>
合 計							6.005m <sup>3</sup>

※計画店舗の廃棄物保管施設容量は6.6m<sup>3</sup>であり、指針値の排出予測量を充分満たしているものと考えております。また、廃棄物の回収は原則毎日行います。

## 指針に基づく配慮事項

### 1. 必要な駐車場及び駐輪場の確保と適切な管理

#### (1) 周辺の交通状況に対する配慮

立地法指針から算出される必要駐車場台数を満たす駐車場を確保し、周辺道路における駐車場への入場待ちを無くすよう配慮します。

#### (2) 駐車場に対する配慮

駐車場内には安全に配慮した停止線や「矢印」を路面等に標示します。

#### (3) 駐輪場に対する配慮

##### ①駐輪場を敷地内に 38 台分確保します。

S：店舗面積	1,289 m <sup>2</sup>
必要駐輪場台数算定式	$1,289 \text{ m}^2 \div 35 \text{ m}^2/\text{台} \approx 37 \text{ 台}$
必要駐輪台数	37 台

※立地法参考値（店舗面積 35 m<sup>2</sup>当たり 1 台）に基づき算出

##### ②混雑が予想される場合は必要に応じて交通整理員を配置し、歩道上に違法駐輪をさせないよう注意喚起に努めます。

#### (4) 交通整理員の配置

駐車場出入口にはオープン日や繁忙時等、来店が多く見込まれる時間帯に交通整理員を配置します。

### 2. 歩行者の通行の利便の確保等

- ・駐車場内通路を広く確保し歩行者の安全に配慮します。
- ・搬出入業者に対し、場内及び周辺道路の走行については、歩行者等の安全に十分注意して走行するよう指導します。

### 3. 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・事業系廃棄物（段ボール・発泡スチロール等）は、リサイクル回収を行います。
- ・店頭には、リサイクルステーションを設置し、来客者の協力による資源ごみ回収を行います。

### 4. 防災・防犯計画への協力

- ・接客担当者による店内への目配りを徹底するとともに、万一のトラブルに備えて、適切な箇所に防犯カメラを設置します。
- ・階段、避難口、防火戸などに障害となるものを放置しないようにし、避難通路の幅員を確保します。
- ・極力死角をつくらぬような設備配置、植栽、照明計画とします。

- ・地元自治会の防犯活動への協力を検討します。
  - ・防犯マニュアルの作成を検討します。
  - ・必要に応じて災害時の避難広場としての敷地提供などを自治体と協議し検討します。
  - ・万が一、犯罪や青少年の非行の問題が発生した場合は、警察等の関係機関と連携を取るなどして速やかに問題解決に向けて取り組みます。
5. 騒音問題に対応するための対応策
- ・荷さばき中のアイドリングストップの徹底を納品業者等に周知徹底します。
  - ・搬出入を計画的に管理し、荷さばき作業を効率的に行うことにより業務音の低減に努めます。
  - ・廃棄物は、事前の分別を適切に行い、収集が短時間に終わるように努めます。
  - ・来客者に対して、駐車場内の空ぶかし、クラクション、アイドリングの禁止を呼びかけます。  
(アイドリングストップについては、「埼玉県生活環境保全条例」に基づいて利用者に周知を行います。)
  - ・設備機器の点検を定期的に行い、機器運転中の騒音防止を心がけます。
  - ・騒音の周辺への影響に配慮し、低騒音型のカー트를導入する予定です。
6. 廃棄物等の保管について
- ・廃棄物保管施設は建物内に設置し、見やすいところに廃棄物の保管に関して必要な事項を表示し掲示を行い、扉の開閉についても開けっ放し状態にしないように従業員教育を徹底します。
  - ・保管場所はこまめに清掃を行い、ねずみ、蚊、ハエ等の害虫が発生しないように努めます。
  - ・生ごみは密閉し悪臭が出ないように配慮します。
7. 廃棄物等の運搬や処理について
- ・廃棄物の処理及び収集については、法令を遵守し適切に処理、処分を行います。
  - ・廃棄物の収集は、原則毎日行う計画です。
8. その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について
- ・リサイクル品等の分別徹底に努め、廃棄物の発生量の抑制に努めます。
9. 街並みづくり等への配慮等
- ・周辺環境に大きな影響を及ぼさないように色調・形状等に十分配慮した建物及び看板の計画を行います。
  - ・駐車場の照明は、周辺の住環境に影響を及ぼさないよう、設置箇所、照明の向き、角度等に配慮し、駐車場閉鎖後は防犯に必要な最低限度の照明を除き速やかに消灯します。

## 【ガイドラインに基づく配慮事項】

### 1. 地域の祭りや各種行事への参加などまちづくりへの協力

- ・地域の祭りや各種行事への参加の要請があった場合は、個別に相談の上、できる限り協力を努めます。

### 2. 商店街、商工団体への加入や共同売出しやイベント等への協力など

- ・商店街、商工団体への加入及び商店街、商工団体が実施する共同事業への協力を検討します。

### 3. 地元商業者のテナント出店や販売商品への配慮など

- ・地域産品の仕入れを前向きに検討します。

## 添付図面

図面No.1	広域図
図面No.2	周辺図
図面No.3	配置図
図面No.4	平面図兼求積図
図面No.5	立面図
図面No.6	車両経路図
図面No.7	騒音発生源位置図